



消費生活センターだより

■編集・発行 稲城市・稲城市消費生活センター運営協議会 ■問い合わせ 稲城市市民協働課 Tel.378-2111(内線 272)

「成功した(稼いだ)方法を教えます」に要注意!

今、ビットコインをはじめとする仮想通貨については、「1年間で価値が〇〇倍になった」など、マスコミその他で騒がれています。

その一方で、「私が成功した方法を教える」「働かなくても確実に収益を得られる」「誰もが幸せになれるプロジェクト」などと称し、セミナーへの参加や、ずさんな内容の情報・資料・パソコンソフトを買わせる「情報商材」トラブルが、20歳前後の若者から高齢者まで多発しています。

- 多くの手口は、次のようなパターンです。
- ① インスタグラムやフェイスブックなどのSNS広告で宣伝し、サイトに誘導する。
 - ② LINEなどの無料通話メッセージアプリ上で、そのカリスマ的存在の人と「友だち登録」させる。
 - ③ いかにか成功しているか、どれだけ新しい手法で確実に収益を上げられる方法なのかなどを、カリスマからの個別メッセージで信じ込ませる。
 - ④ 無料メールマガジンに登録誘導し、配信されるメールや動画でカリスマ等が説明し、信じ込ませる。あるいは無料セミナーに参加させる。
 - ⑤ 「その情報だけでは不十分」「会員になれば更に成功する情報を提供する」など勧誘し、10万円程度の契約を決済させる。
 - ⑥ 更に、SNSやEメールで、「もっと成功できる」「周りの人を幸せにできる」「更に大きな利益を得られる」などと勧誘し、ずさんな内容の情報やソフトを買わせる。



⑦ 学生他資金の無い人には、消費者金融や学生ローンで借りさせる。

⑧ 1分後・1か月後・1年後に、商売や市場の状態がどうなっているのかなんて、誰にもわからないし断定できません。それをあたかも確実のように思わせること自体、法律違反です。

こうした「セミナー」「情報」「プロジェクト」には、手を出さないよう注意しましょう。(消費生活相談員)



成人式で啓発活動を行いました!

1月8日(祝・月)によみうりランドで行われた成人式の際に、若者向けの消費者啓発活動を行いました。消費者トラブルにあう危険度チェックができるクリアファイル、消費生活センターのパンフレット、悪質な訪問販売お断りシールなどを配布しました。



動を行いました。消費者トラブルにあう危険度チェックができるクリアファイル、消費生活センターのパンフレット、悪質な訪問販売お断りシールなどを配布しました。

「第二文化センター市民まつり」に出店します!

日時：3月10日(土) 午前10時～午後3時
第二文化センター市民まつりに、消費生活センターと消費生活センター運営協議会が出店します。子供向け・大人向けのクイズに答えると景品がもらえます。(景品はなくなり次第終了)是非、会場にお越しください。

一昨年の第二文化センター市民まつりでの啓発の様子

ヤフー株式会社をかける事業者からの架空請求に注意！

平成29年1月以降、消費者のスマートフォンなどに『未納料金を滞納しております。ご連絡なき場合は法的手続きに移ります。ヤフー』などと記載したSMS（ショートメッセージサービス）を送信するとともに、SMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に「お客様は1年間のヤフーのご利用にあたって、料金を●円滞納されています。」「支払い方法はお近くのコンビニエンスストアでギフト券を買って、そのギフト券番号を教えてください。」などと告げ、インターネットサイトの有料サービス等の未払い料金名目で金銭を支払わせようとする架空請求に係る相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。消費者庁から消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、「ヤフー株式会社をかける事業者」との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（消費者を欺き、又は威迫して困惑させること）があるとの情報提供がありましたので、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者の皆様へお知らせします。（消費者庁HPより。「消費者庁 38条」で検索すると関連記事がご覧いただけます。）



消費者庁イラスト集より

見直そう！毎日の食事の衛生管理

みなさんは、安全な食を届けるために食品工場や飲食店でとりくまれている“HACCP”（ハサップやハセップ、エイチエーシーシーピーなどと読む）というしくみを聞かれたことがありますか？HACCPシステムは、宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法ですが、私たちの毎日の食事の衛生管理にも共通することが多くあります。これまで家で食事の準備で無意識のうちにしてきたことや気をつけていたことも、実はHACCPの考え方と共通しています。

【家庭でできるHACCPのポイント】

- ① 食品購入
生鮮食品は新鮮なものを、表示があるものは消費期限などを確認して購入する。
- ② 保存
帰ったらすぐに冷蔵庫へ入れる。
- ③ 下準備
こまめに手を洗う。タオルやふきんは清潔なものに交換する。まな板は洗って消毒する。
- ④ 調理
作業前に手を洗う。加熱は十分に作る。
- ⑤ 食事
食事の前に手を洗う。長時間室温に放置しない。盛り付けは清潔な食器を使う。
- ⑥ 残った食品
清潔な容器に保存する。怪しいと思ったら迷わず捨てる。

これらのように、家庭でもできるHACCPのポイントを実践していきましょう。

なお、最近では、“HACCP”のしくみに従って製造された商品には“HACCP”マークがついていますので、冷蔵庫にある商品で確認してみましょう。

（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会HP

（わが家のキッチン!）より。）

（【家庭でできるHACCPのポイント】

東京都福祉保健局HPより）



クーリング・オフなど契約に関する相談は…

稲城市消費生活センター

相談電話 042-378-3738

月～金曜日 午前9時30分～正午、
午後1時～3時30分

